

平18福情答申第5号
平成19年1月4日

福岡市長 吉田 宏 様
(都市整備局香椎振興整備事務所工事課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉 野 正
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成17年10月4日付け香振第750号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市東区香椎駅前〇丁目●番〇, 〇, 〇の土地取得に関して取得目的がわかるもの」の一部公開決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審査会の結論

「福岡市東区香椎駅前〇丁目●番〇, 〇, 〇の土地取得に関して取得目的がわかるもの」(以下「本件対象文書」という。)について, 福岡市長(以下「実施機関」という。)が行った一部公開決定(以下「本件決定」という。)は, 妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は, 平成17年8月3日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し, 新たに公文書公開決定を行うよう求めるものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成17年7月26日, 異議申立人は, 実施機関に対し, 福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。)第5条の規定により, 本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成17年8月3日, 実施機関は, 本件対象文書については, 条例第11条第1項の規定により本件決定を行い, その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成17年9月5日, 異議申立人は, 本件決定について, これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は, 異議申立書及び平成17年11月6日付け反論意見書において, おおむね次のように主張している。

ア 西鉄宮地岳線香椎駅周辺連続立体交差事業(以下「連立事業」という。)は国庫補助事業であり, 補助事業用地取得にかかる補助金の交付申請を行う時は, 交付の目的を明確にしておかなければならない。福岡市の他の公文書によると, 公開請求した土地は国庫補助事業により取得し, 借地費の交付を受けている。このことから, 補助金の交付の目的が工事のために必要な用地の場合は, 借地費が交付の対象となっている。

イ 本件の取得用地は, 土地区画事業区域内であることから, 公共施設用地の扱いはできず, 福岡市の普通財産に該当し, 工事完了により, 福岡市に相当の収益が生じるため, 適正化法第7条第2項に規定する補助金等の交付の条件として①金額の算定の基礎は借地費相当額とする②用地取得費と借地費相当額の差額を工事完了後に国に納付する等が附されて補助金が交付される。

ウ しかし、他の情報公開請求により公開された公文書では、用地取得の目的が工事のためではない会計処理となっていたり、土地区画事業に係る減価補償金（補助金）による取得として公開されていた事実がある。

したがって、特に九州地方整備局に口頭説明を行いと述べていることから、国と市との信頼関係及び補助金申請先が九州地方整備局に移ったことを利用して、組織的、計画的に不正な手段により補助金の交付を受けたものである。

エ また、福岡市は、土地区画事業区域内での公共施設用地の取得はできないが、普通財産に該当する用地取得は可能であると主張していることから、本件用地取得の目的が工事のための場合、交付の条件が附されて補助金が交付されることを認識していたと考えるのが妥当である。

オ 次に、今回の請求に際し、香椎振興整備事務所担当職員らに平成17年7月20日、同22日、同25日に、「連立事業に関して取得した本件用地について、補助金の申請の目的がわかるもの。」という請求文書名を尋ねたところ、職員らは、補助金の申請の取得目的は存在しないなどの説明を行った。そこで、今回の請求文書名の教示がなされず、仕方がなく、平成17年7月26日、職員らに公文書請求書に記載している文書名を伝えたところ、不存在の決定をするとの回答であった。

カ 公開請求文書名を何度も尋ねていることから、職員らは請求の趣旨を十分認識していたはずであるが、公開された文書からは「連立事業に関して取得した用地の補助金の申請の目的」を推測することは不可能である。したがって、本件公開文書は条例第42条の規定による適切な措置を講じる責務を果たさずに、公開請求の趣旨をねじ曲げて公開されたものである。情報公開制度は、市民からの公開請求に応じて、市の機関等に対してその保有する情報（公文書）の公開を義務付ける制度であることから、本件に係わる職員らの対応は、情報公開制度の信頼を、根底から揺らがすものである。

キ 以上のことから、不正な手段により本件用地取得の補助金の交付を受けたことは明らかで、組織的計画的に行われていることから、取得目的が分かる文書を保有しているはずである。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成17年11月4日付け弁明意見書及び平成18年8月10日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

ア 一部公開の理由

本件対象文書には、法人の代表者印の印影、土地の筆ごとの単価・金額が記載されていた。法人の代表者印の印影については、登録された法人印であり、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあり、また、土地の筆ごとの単価・金額については、現在も用地の買収について交渉を継続している香椎駅周辺土地区画整理事業（以下「整理事業」という。）において、公開することにより、他の地権者との交渉に支障を生じるなど、用地買収の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそ

れがあると判断し、非公開とし、その他の情報について公開するという本件決定を行った。

イ 異議申立人の主張について

(ア) 国庫補助事業について

借地のみが補助金の交付対象ではなく、都市計画事業遂行のために必要不可欠な用地と認められる場合の取得は可能である。

当該用地に関しては、連立事業における工事施工ヤード（工事中に重機等の設置や、資材の搬入搬出を行う作業スペース）の確保のため、本来なら借地で対応するところであるが、借地期間が長期間（3年以上）となることが予測され、土地所有者の所有建物があり、土地所有者からの買取請求があったことから、土地収用法第81条の準用及び福岡市の公共事業の施行に伴う損失補償基準・細則等に基づき用地の取得を行ったものである。

また、当該用地に関しては、平成14年4月1日に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第5条に基づき連立事業としての補助金の交付申請を行っており、工事のために必要な土地として口頭説明を行い、同日付で交付決定を受けたものであり、連立事業の工事のために必要な用地は、借地費のみが補助金の交付対象となっているものではない。

(イ) 取得した用地について

土地区画整理事業内の土地を土地区画整理事業の施行期間中に売買を行うことを制限する法律及び規則は存在しておらず、土地区画整理事業とは別事業である連立事業を施行するために必要な用地を取得することは可能である。

(ウ) 公開された公文書について

当該用地の取得目的としては、連立事業における工事施工ヤードとして買収したものであり、連立事業において用地買収を行ったことが分かる公文書として、「福岡都市計画都市高速鉄道事業西鉄宮地岳線に係わる用地の取得について」、「土地売買に関する契約書」及び「工事施工ヤードとしてわかる図面」を対象文書として特定し公開したものであり、既に異議申立人は、必要とする情報を開示され入手しているにもかかわらず異議申立てを行っているものである。

4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

ア 本件において、異議申立人が公開を請求した公文書は、福岡市が取得した特定の土地について、その取得目的が分かるものである。実施機関は、請求対象となった特定の土地について確かに用地取得していることから、取得目的が分かるものとして「福岡市都市計画高速鉄道事業西鉄宮地岳線に係わる用地の取得について」、「土地売買契約書」及び「工事施工ヤードとしてわかる図面」を本件対象文書として特定した。

イ 実施機関は、土地売買契約書に記録されている法人の代表者印の印影、前払金額、土地の筆ごとの単価・金額（以下「契約金額等」という。）について、当該法人の正当な利益が害されるおそれや他の地権者との交渉に支障を生じるなど、用地買収の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれがあると判断し、非公開としている。

(2) 対象公文書の特定の妥当性について

ア 異議申立人は、「連立事業に関して取得した本件用地について、補助金の申請の目的が分かるもの」という本来の公開請求の趣旨を、実施機関に伝えた上で、事前に協議している。しかし、実施機関が、補助金申請の目的が記載された文書は存在しないことを理由に請求文書名を教示しなかったため、仕方がなく、「土地取得に関して取得目的がわかるもの」という請求内容となったもので、実施機関は、本来の公開請求の趣旨を十分認識していたはずである。また、本件対象文書からは連立事業に関して取得した用地の補助金申請の目的を推測することは不可能である旨主張していると解されるため、実施機関の本件対象文書の特定の妥当性について、以下検討する。

イ 実施機関は、請求対象文書を補助金申請の目的が記載された文書のみ限定すれば不存在による非公開となるどころ、市の情報公開の目的である「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるように」との趣旨に鑑みるとともに、また、異議申立人との事前協議により本件の公文書公開請求書の請求内容になったことも考慮し、当該土地の取得目的が分かる文書も対象文書に含まれると考えて、本件対象文書を特定した旨主張している。

ウ 本市の情報公開制度においては、公開請求のあった対象文書を特定するに当たっては、原則として、市の情報公開の目的である「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する市の責務が全うされるように」との趣旨に鑑み、可能な限り多くの情報を公開すべきであると解されることから、当該公開請求の趣旨を十分確認するなどし、対象文書の特定をするとともに、また、公文書公開請求書の請求内容の解釈についても、記載された文言の字義どおりに解釈するのではなく、当該公開請求の趣旨にできる限り沿うように解釈した上で特定をすべきであると考えられる。そのため、条例第42条においても、実施機関に公開請求の趣旨を十分確認するなど必要な措置を講じる責任があることを規定しているものである。

エ 以上のことを踏まえて、本件対象文書を見分したところ、当審査会としては、本件対象文書に、「連立事業における用地の取得を行うため、土地権利者の承諾が得られたので、契約を行う」という旨の記載が確認でき、これは正に、本件の公文書公開請求書の請求内容である「土地の取得目的がわかるもの」に該当するものといえることができる。また、異議申立人はもともと「補助金の申請の目的が分かるもの」の公開を求めたと言うが、実施機関が連立事業を行うに当たって、「補助金の申請の目的が分かるもの」に特化した文書を作成し、また保持する実質的、手続的必要性は必ずしも認められないことから、実施機関が直接に「補助金の申請の目的が分

かるもの」という公文書を作成しておらず、存在もしないという説明には合理性が認められる。なお、本件対象文書からも補助金の申請の目的を推定することはある程度可能である。

したがって、実施機関が本件の公開請求に対し、本件対象文書を特定したことは相当であると認められ、異議申立人の主張は採用できない。

(3) 売主である法人の代表者印の印影について

ア 実施機関は、本件対象文書のうち土地売買契約書に記録されている売主である法人の代表者印の印影については、条例第7条第2号のア（以下「第2号ア」という。）の法人等事業情報に該当すると主張するので、この点について検討する。

イ 第2号アは、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に定める情報を除いて非公開情報と規定している。

ウ 法人の印影を公にした場合に当該法人の正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該印影の性質、形状、使用されている状況等から個別に判断する必要がある。本件対象文書に押印された印影は登録された法人の代表者印の印影であり、文書の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであって、当該法人においてむやみに公にしていないものと考えられる。そうすると、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用されることも考えられるなど、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあると認められ、第2号アに該当するものとして、非公開とすることが妥当である。

(4) 契約金額等について

ア 実施機関は、本件対象文書のうち土地売買契約書に記録されている契約金額等は条例第7条第5号（以下「第5号」という。）の行政運営情報に該当すると主張するので、この点について検討する。

イ 第5号は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と規定し、その例示として、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれがある情報等を挙げている。

ウ 本件対象文書は、本市が行う連立事業における工事施工ヤードとしての用地買収のために作成された契約書であり、そこに記載されている情報は、第5号に規定する「市の機関が行う事務又は事業に関する情報」であると認められる。

エ 実施機関は、契約金額等を公開すると、本件公開請求に係る土地が所在する地域は整理事業地域内であり、整理事業の用地の買収が継続中であることから、今後の整理事業における用地買収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、

第5号に該当するものと主張する。

オ 確かに、地理的に相当程度近接した類似の土地の買収交渉が、相当の期間内に行われることが予定されている場合においては、既買収地の買収価格を公開すると未買収地の土地所有者が、自己の所有地と当該買収地との画地条件の違い、価格時点の違い等を正しく認識、評価せずに、自己に有利な価格算定を行い、それに固執することによって、買収交渉が難航する可能性が必ずしもないとは言えないところであり、ましてや、当該土地のように整理事業の地域内に存する場合は、近接した土地の買収交渉の場合よりも整理事業における交渉が難航する可能性は高いものと認められる。

カ したがって、本件土地が地理的に整理事業地域内の土地であることから、契約金額等は、整理事業の用地買収が完了していない現時点においては、公開されると、整理事業における今後の用地買収事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、第5号に該当するものとして、非公開とすることが妥当である。

キ なお、地方公共団体が行う土地の買収は、税金等の公的な資金を投入して行われる公的な性格を有するものであるから、用地の買収が完了した時点においては、売主としても、契約金額等が公開され、住民の監視の対象となることはあらかじめ予測して然るべきであり、契約金額等を公開することによって、必ずしも売主との信頼関係が破壊され、将来の用地買収の適正かつ円滑な実施を困難にするおそれがあるということはできないと考える。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件対象文書の特定に関するもののほか、国庫補助金の交付について、種々の主張をしているが、これらの主張は、本件決定の妥当性に関するものではなく、また、条例第42条に反すると主張していると解されるが、実施機関の対応は、条例の趣旨に沿ったものであると認められることから、当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年10月4日	実施機関からの諮問
平成17年11月4日	実施機関が弁明意見書を提出
平成17年11月18日	異議申立人が反論意見書を提出
平成18年8月10日(第1部会)	実施機関からの口頭意見聴取及び審議

平成18年10月12日(第1部会)	審議
平成18年11月8日(第1部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正, 臼杵昭子, 多田利隆, 福山道義